

建設工事における情報共有システム活用試行要領

令和6年3月12日
環境森林部自然環境課

(趣旨)

第1 この要領は、環境森林部が発注する建設工事（営繕工事を除く。）において、情報共有システムの活用を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 情報共有システム

公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

(2) 工事帳票

本要領における工事帳票とは、環境森林部所管工事の技術基準で定義する「書面（※）」をいう。具体的には、「承諾」「協議」「提出」「提示」「報告」及び「通知」の行為に必要な工事帳票及びその添付書類をいう。

※ 書面とは、手書き、印刷等による工事打合簿等をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告及び通知が行われた工事帳票については、署名又は押印がなくても有効とする（土木工事共通仕様書第1編第1章1-1-2用語の定義）。

(対象工事)

第3 情報共有システム活用試行対象工事は、入札公告（指名通知）及び特記仕様書において、「情報共有システム活用試行対象工事」である旨を記載するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発注者の同意があった場合は、受注者は情報共有システムを活用することができる。ただし、受注者は工事着手前に発注者に協議（工事打合簿による（別紙1）。）するものとする。

3 受注者は、工事着手前に、第4に示す情報共有システムを選定し、発注者に連絡するものとする。

4 受注者は、情報共有システムを活用しない場合は、工事着手前に、発注者に対して情報共有システムを活用しない理由を明らかにした上で、活用しない旨を協議するものとする。

入札公告例

5 その他の事項

本工事は、情報共有システム活用試行対象工事である。

特記仕様書記載例

第〇条 情報共有システムの活用

本工事は、情報共有システム活用試行対象工事とする。

試行にあたっては、「建設工事における情報共有システム活用試行要領（令和6年3月12日）」に基づき行う。

試行要領は、宮崎県ホームページ（トップ>しごと・産業>公共工事・建築・土木>技術基準>【環境森林部】建設工事等における情報共有システム活用の試行について）に掲載している。

（情報共有システム）

第4 利用できる情報共有システムについては、別に定める。

（工事帳票）

第5 情報共有システムで交換・共有する工事帳票については、別に定める。

（成果品）

第6 情報共有システムで交換・共有した工事帳票は、工事完成図書¹の電子納品試行要領（平成27年8月26日）に基づく電子納品を原則とする。

なお、電子成果品の仕様等については、別に定める。

（セキュリティ対策）

第7 セキュリティ対策については、別に定める。

（その他）

第8 この要領に定めるもののほか、建設工事における情報共有システム活用の試行に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。